

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
1	P4	第1章 2 計画の位置づけと内容 (1) 制度的な位置づけ	●表の「介護保険法第117条第1項」は間違っています。正しくは、「市町村は、基本指針に即して三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という）」を定めるものとする。」です。表題の「（市町村介護保険事業計 ）」も「画」が抜けています。	【修正あり】 ●印刷時、文字が欠けておりました。修正いたします。 ●上段の条文が誤って記載されておりました。ご指摘の通りであり、正しい条文に修正いたします。	◎
2	P9～14	第2章 1 統計からみる本村の概況	●南山城村の状況について書かれていますが、全国的にも高齢化は進んでいます。村だけが特殊なわけではありません。したがって、P13（5）介護事業所等の概況が記載されていて、村以外の市町の施設が頼れるような印象を受けますが、他所でも同じかそれ以上の状況が進んでいると思います。要するに他市町の施設が今後も村民が利用できる状況にはないと考えます。他市町の人口・世帯の状況もふまえて考える必要があると思います。割合ではなく実数で見ないといけないのではないかと思います。分母の大小で割合は大きく左右しますが、必要絶対数は具体的です。	●本項では、施設の利用に特化した分析ではなく、高齢者福祉全般に関わる総合的な視点で統計の分析を行っています。 ●ご意見は、今後、周辺自治体を含めたサービス調整を行う際に、参考にさせていただきます。	●
3	P13、14	第2章 1 統計からみる本村の概況 (5) 介護事業所等の概要	●”入所施設は村内にはなく、周辺地域の施設が利用されています”として村民が入所または利用されている介護保険施設は次のとおりと④～⑫の施設が記載されています。この19ヶ所の施設を何人の村民の方が利用し、どのようなサービスを受けているのか、個別の利用人数や内容ではなく、トータルな人数や内容は明らかにしても良いではありませんか？17ページ、19ページに“「介護施設の充実」を望む意見が多い”とありますが、明らかにすることで現状から何を望んでいるのかがもっとはっきりするのではないのでしょうか。	●ご指摘のページはあくまで近隣の施設を示しており、施設サービスを含めた介護保険サービス全体の利用者数につきましては、P65・66の「3 サービス利用量の推計」に掲載しておりますので、参照ください。	☆
4			●ここではアンケートに対する村の分析結果と課題が載せられているが、希望実現のために検討すべき介護保険サービスの内容をどうあるべきと考えておられるのか不明です。 ●私は安心して住み続けられ家族や近隣の方に看取られ、人生を閉じる在宅介護を希望していますが、その為には訪問・通所・宿泊介護の充実と定期巡回・24時間365日随時対応サービスの実現を課題としてほしいです。国もその方向を示し、全国的にもその充実が進んでいます。	●介護保険サービスの内容については、新たなサービス整備の考え方としてP53「⑦新たなサービス整備の検討」に、また既存のサービス等の今後の利用の見込みの考え方についてはP65・66の「3 サービス利用量の推計」に示しています。 ●「在宅介護を希望」されているとのことですが、本村としてもそうした住民の皆様の希望を実現するためにP27～28でお示しするような「地域包括ケアシステム」の構築・充実を進めています。	☆
5			●文中に「介護保険料等の増加を懸念する意見も多い」と書かれていますがこの意見についてのアンケート結果を教えてください。村の介護保険料が他の自治体と比べて安いのは、それだけ利用できるサービス項目が少ないからではないのですか？	●「介護保険料」に関するアンケートの意見としては、自由意見で21件あり、そのすべてをここでお示しすることは困難ですが「介護保険料をもう少し低くしてほしい」などの意見があります。 ●なお、高齢化の進展等に伴い、本村でも近年、介護保険サービスの利用が増加しており、今後は本村の介護保険料も周辺自治体並みに増加していくことが想定されます。	●
		第2章			

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
6	p17	2 アンケート調査の概要と結果からみる課題 [介護予防・日常生活圏域ニーズ調査] ⑦在宅での暮らしの継続について	●後段「施設の充実を望む意見が多い一方で、介護保険料等の増加を懸念する意見も多い中で、今後の本村の高齢者福祉の方向性を検討することが重要」とあります。これは、介護保険料が高くなるので高齢者福祉を制限するという意味でしょうか。 ●これには、同意できません。発想が逆です。福祉に必要な資金は、全て自己負担という考え方をやめなければ福祉の充実などできません。不足する資金は、税金を投入したり払える人から出してもらうなど社会福祉制度や予算を考えるべきで、国民・住民にがまんを押し付けることではないはずです。最後まで、人間らしく暮らし続けられる制度の構築が必要です。この計画でどこまで計画が立てられるかは別として、国民・住民負担の増ではない方向で考えていただきたい。	●ご指摘の箇所は、「介護保険料が高くなるので高齢者福祉を制限する」ことを意図して記載した文章ではありません。アンケート調査においては、本村にお住いの様々な立場の方から多様なご意見をいただいている中で、それぞれの意見を尊重し、介護保険制度のみならず、福祉・医療等様々な方面からの制度・体制整備・地域支援の構築等を含め、総合的な連携を図る中で検討を進める必要があることを表しています。	●/▲
			●「施設の充実を望む意見が多い一方で、介護保険料等の増加を懸念する意見も多い」とあるが、「本村の高齢者福祉の方向性」に係る重要な2つの意見なのに、どの調査の結果なのか。 ●P21の（1）も同様に「自由意見では『介護施設の充実』を望む意見と同様に『介護保険料の抑制』を望む意見が多い」とあるが具体的な％でどれだけ多い意見なのか示して欲しい。	●P15にお示ししているとおり、今回計画策定にあたり、2種類のアンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」）を行っておりますが、ご指摘のいただいているご意見については、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果です。 ●「施設の充実を望む意見が多い一方で、介護保険料等の増加を懸念する意見も多い」に関しては、自由意見の分析結果であり、割合等は示すことは困難です。	●
8	p18	第2章 2 アンケート調査の概要と結果からみる課題 「在宅介護実態調査」 ①在宅生活の継続について	●このアンケート結果を見て率直に思うことは、前回で81.6％、今回で66.7％と言う多くの方が在宅介護を願っておられるということです。 ●住み慣れた家で、家族や隣人に看取られて一生を閉じたいというのが人間の本音であり当然のことではないでしょうか。現実的にも特養や老健に入るとそこで人生を終えた方の例を見聞きしている中で、本人は我が家に戻りたいという欲求を感じ、介護者である家族もそう願うのではないのでしょうか。 ●介護される本人の気持、介護する家族の負担軽減の観点からも訪問・通所・宿泊介護の充実と定期巡回・24時間365日随時対応サービス、リハビリテーションの充実、それに必要な施設の実現を課題としてほしいです。	●ご指摘のように「在宅介護を希望」されている方が多い実態を踏まえ、本村としてもそうした住民の皆様の希望を実現するためにP27～28でお示しするような「地域包括ケアシステム」の構築・充実を進めています。 ●新たなサービス整備の考え方はP53「⑦新たなサービス整備の検討」にお示ししておりますが、とりわけご指摘いただいた「リハビリテーションの充実」については本村としても重要な課題と考えており、その対応の考え方についても記載しています。	☆/○

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
9	P20	第2章 3 これまでの高齢者福祉施設の進捗評価	●20Pについて グラフでも「2-(7)介護施設・高齢者福祉施設等の整備」は0.00の評価になっているにもかかわらず、また「介護施設の充実」を望む意見が多いにもかかわらず、何故この計画にはこの課題を少しでも積極的に推し進める具体的な提案がないのか、甚だ疑問です。 ●策定委員会は「施設の充実」を放棄しているのでしょうか。	●介護保険施設については、前期計画において宿泊サービスの検討も行っておりましたが、施設整備条件が整わないこと保険適用外サービスであることなどの理由から計画を断念いたしました。また、過去の計画において施設サービスの充実を目指し、施設整備を検討したこともありましたが、国の方針として介護保険施設から地域密着型サービス等の整備への転換が進められているなかで、施設サービス単体での事業運営が厳しくなっているなどの理由により、南山城村地域で事業運営を希望する事業者がいなかったことから計画に至っておりません。また今期計画においては、地域密着型サービスの充実等、地域の実情に応じたサービス提供について、更に検討を進める中で、必要なサービス提供の実現に向け、関係機関と調整を行い取り組みを進めます。 ●なお、施設整備については策定委員会においても熱心にご議論いただいておりますが、前述のような理由で、現時点では本村での整備が困難である旨、ご理解をお願いいたします。	△/●
10	p 21	第2章 4 計画策定にあたっての現状と課題の整理 (3)「安心してサービスを受けることのできる村づくり」に関する課題等	●P17の⑦在宅での暮らしの継続についてに「在宅生活の継続に向けた支援・サービスとしての外出や買い物等に関わる支援、または介護予防に関する取組の充実等について、今後も検討が必要です。」との記載がありますが、「4 計画策定にあたっての現状と課題の整理」には記載がみられません。 ●外出支援サービスや配食サービスが該当すると思いますが、高齢者の雇用促進とうまく結びつけた買い物等支援サービスを検討してください。	【修正あり】 ●「4 計画策定にあたっての現状と課題の整理」については、アンケート結果などからみるすべての課題を網羅するのではなく、あくまで主要な現状や課題をまとめたものですが、ご指摘のように公共交通機関が限られた本村においては「外出支援」「買い物支援」は重要な課題であり、追記することとします。 ●なお、課題に対する取り組みについては、p54の「3 安心してサービスを受けることのできる村づくり」の「(6) その他の事業・サービス」に記載しています。	◎/☆

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
11	p 21	第2章 4 計画策定にあたっての現状と課題の整理 （1）「住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり」に関する課題等	●（1）「住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり」に関する課題等の項目の中で、介護施設・高齢者福祉施設等の整備が課題として取り上げられてないことを疑問に思っています。 ●20ページの<推進施策ごとの評価>のグラフの最下段に挙げられた介護施設・高齢者福祉施設等の整備の評価が0.00で整備が全く進まなかった原因、理由を明らかにし、そのことを課題に挙げるべきです。何のために19～20ページの3これまでの高齢者福祉施策の進捗評価結果を掲載したのか意味が分かりません。 ●どのような施設を整備するかは別にして、10年ほど前、議会が中心になって集めた1865筆の署名の意味、6期・7期事業計画策定時のアンケート結果と策定委員会での論議を振り返ると今期で施設等の整備が課題に挙げられないのは全く理解に苦しまざるを得ません。住民の声、議会の声に耳を貸さない行政になったのかと悲しみや情けなさを感じてしまいます。 ●自由意見としての「介護施設の充実」と「介護保険料の抑制」は一体としてとらえるのではなく、別々の課題としてとらえ、それぞれに解決を図るべきだと考えます。	●介護施設・高齢者福祉施設等の整備について、課題として取り上げていないものではありません。介護保険施設については、No.9の意見に対してお答えしている通り、これまでからも介護保険適用外の宿泊サービスも含め検討も行ってまいりました。 ●施設サービスの充実に向け検討しておりますが、事業運営条件が厳しくなっているなどの理由により、参入する事業者がなく計画に至っておりません。また今期計画策定においては、議論の中で施設整備にとらわれず、介護保険サービスとして、地域の実情に応じたサービス提供をしていくために、特定のサービスにとらわれず、改めて検討を進めていく必要があるとの意見・判断から、限定した施設整備としての記載は見送りしておりますが、今後、更なる調査を進める中で、求められるサービスの整備に向けた取組を進めていきます。 ●介護保険を取り巻く環境が大きく変化しており、アンケートからもこれまで介護の最終サービスとしてのイメージのある施設入所のサービスの充実だけが、介護サービスではないことから、サービスの拡充や地域支援のネットワークの構築による介護予防等の取組を進めるとともに、既存介護サービスの広域的な活用・調整を図る中で、地域に必要とされる新たなサービスを展開するため、検討を進めます。具体的には、策定委員会のご意見を踏まえ、令和3年度においてより踏み込んだサービスに係るニーズ等の調査を行っていく予定です。	☆/△
12	p26	第3章 2 基本目標	●村に介護保険施設を設ける必要があると思います。26ページの事もふまえて高齢化が進み介護、介助者も高齢者になってくるため、在宅の暮らしの継続についても無理が生じると思います。	●介護施設についてはNo9、No.11のご意見でも回答したように、現時点で整備の予定はありませんが、今後も本村の将来の状況も見定めながら必要なサービスの整備に向けた取組を進めていきます。 ●なお、P53の「⑦新たなサービス整備の検討」に示すように、新たなサービスの整備については、将来の本村の状況も見据えながら、検討を続けていきます。	☆/△

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
13	p28	第3章 3 地域包括ケアシステムの構築・充実 (2) 地域包括ケアシステムを構成する機能・取組等の整備プラン	●介護施設の増設 介護業界の人材不足を今後介護ロボットと人材で補って行く形になると思います。(国に支援金の要請)国内でもAIの研究もされているようです。 ●介護職の賃金の値上げ 介護職は高度な専門性が求められさらに適性が大きい職業であるにもかかわらず待遇が他産業よりもかなり低いのが現状。少しでも多くの若い世代に介護業界に就職してもらうには、やはり待遇を改善させることが重要になると思います。介護事業者ばかりに頼らず国や厚生労働者が主導して抜本的な待遇改善策を行う必要があると思います。	●介護施設についてはNo9、No.11のご意見でも回答したように、現時点で整備の予定はありませんが、今後も本村の将来の状況も見定めながら必要なサービスの整備を検討していきます。また、地域内での人材確保の観点からも、研修会開催など人材の育成に取り組み、人材不足の解消を図りたいと考えております。 ●介護職の賃金の値上げにつきましては、「介護報酬の改定」という形で、定期的な制度の見直しにより介護報酬の上乗せがされており、令和3年度においても、0.67%の報酬の上乗せが予定されています。なお、こうした報酬改定は、介護保険制度全体の中で検討されるものであり、皆様にお支払いいただく介護保険料にも影響する旨ご理解をお願いいたします。	☆/▲
14	p29	第3章 3 地域包括ケアシステムの構築・充実 ④介護	●「サービス」という用語が多用されていますが、内容が不明確です。 ●「介護人材の育成・確保に関する取組」の第7期に○、第8期にはノーマークです。 ●この項目は、施設サービスも含まれるものだと推測します。介護の取組みは、他に書かれないのでしょうか。	●本項は第6期介護保険事業計画から国が推進する「地域包括ケアシステム」について、本村における「地域包括ケアシステム」の機能や取組とその整備や開始時期について示すものです。 ●ご指摘の取組が第8期にノーマークとなっているのは、第7期で必要最低限の取組を開始しているからです。 ●なお、「地域包括ケアシステム」については、地域ニーズに対応した多様な支援を連携させ、地域における支え合いで、住み慣れた地域での暮らしを実現するためのシステムであり、介護保険の施設サービスの整備は含まれません。	●
15	p34	第4章 1 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり ①地域包括支援センターの運営	■地域包括支援センターのイメージ図 について質問します。図の右下、南山城村役場税住民福祉課と南山城村役場保健医療課とは聞き慣れない課名です。機構改革による新課名ですか？それなら※による説明を入れるべきです。	●ご指摘いただきました南山城村役場「税住民福祉課」と「保健医療課」については、令和2年12月議会において機構改革の条例が可決承認された新課名となります。施行は、令和3年4月から、福祉部門の部署として「税住民福祉課」が、保健・医療・介護部門として「保健医療課」が、担当部署として地域包括支援センターの運営に携わることとなりますので、ご指摘いただきましたように注釈を追記いたします。	◎

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
16	p37	第4章 1 住み慣れた地域で暮らし続けられる 仕組みづくり （5）相談支援体制の維持	●いざと言う時に頼める人がいないし、主人が動ける間はよいが動けなくなった場合の事を考えると不安になる。じっくり話を聞いてくれる人がいて欲しいです。（フレイル）	●P37の「①総合的な相談支援体制の維持」に記載している「地域包括支援センター」は、南山城村保健福祉センター内にある本村における高齢者福祉の拠点であり、社会福祉士、保健師が配置されており、総合的な相談窓口となっています。 ●介護に関することだけでなく、認知症初期支援をはじめ、日常生活支援として、本村で生活する上での様々な相談に対応しますので、お気軽にご利用ください。（※センターの詳細はP33に掲載しています）	○
		第4章 3 安心してサービスを受けることのできる村づくり ⑦新たなサーピス整備の検討について	●私は満78歳です。これまでは幸いにも介護を必要としない健康を維持できてきました。しかし加齢による心身の衰えは否めず、いつ要介護状態になるかと不安が尽きません。ポックリ逝けばそれまでですが介護が必要な状態になるとあれこれ心配になるのです。村には他の自治体にない悪条件がありすぎます。人口減と高齢者増、それに伴う第2号被保険者の減と要介護者増、介護施設やリハビリセンターなし、その為に他自治体施設の利用とそれに伴うさまざまな不便、これからは他自治体施設利用が困難になる2025年・2040年問題、訪問・通所・宿泊介護の充実・・・・・・・・問題があり過ぎるのに6・7期事業計画の中では解決されて来ませんでした。8期計画ではそれら問題を解決する扉をこじ開ける計画づくりを期待しています。	●P19・20の「3 これまでの高齢者福祉施策の進捗評価結果」でもお示ししていますが、サービス提供の展開を行っていくためには、一定のレベルで事業運営ができる事業量が必要ですが、ご指摘のように、これまで民間事業者が条件等の問題もあり、すべての介護サービス等が、当村地域内で提供できる環境が整っているわけではありません。 ●今後、計画検討していくサービスについても、そのすべてを村内のサービス事業者で賄うことは不可能であることもご理解いただきますようお願いいたします。また、ご指摘のとおり、必ずしもこれまで計画されてきた取り組みすべてが、計画通り進んでいるわけではありません。計画する中で、様々な課題等を検討する中で見直しを行いながら進めている状況です。 ●第8期においては、こうした状況を改善できるように、地域包括ケアシステムとして、介護のみならず、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる体制を強化・拡充するため取組を一歩進め、当村の特性に応じた取り組みを地域全体の取組として、地域住民の皆さんの参加・協力のもと取り組んでいきたいと考えています。	☆/△

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
17	p53	第4章 3 安心してサービスを受けることのできる村づくり ⑦新たなサービス整備の検討について	●近畿とその周辺自治体の介護施設を調べてみました。 ●南山城村は、近畿の中でも全国にも施設面ではおくれた自治体になっています。改めて驚いています。 ●この遅れを取り戻し、全国並みのサービスを展開できてこそ介護保険料を負担し、自分もその恩恵に浴することができるという安心感が得られ、この村に住み続けられると言う希望が湧いてくると思います。このままでは夢も希望もしょぼくれてしまいます。多くの村民の方が同じ思いでおられるのではないのでしょうか。 ●この思いから53ページ、54ページ全文を読むと「検討を進めます」という言葉でくくられており、村長を始め関係職員の皆さんの苦悩が目には浮かびます。 ●しかし、何に苦悩されているのかがはっきり示されていません。難しいことがあるのだろうと想像しますがその悩ましさを村民に明らかにし、計画策定委員会の中で徹底論議してほしいと思います。	●施設整備に係る検討では、様々な議論がありNo.9及びNo.11で記載のとおりです。 ●サービス提供を行っていくにあたり、地理的な条件から地域に利用者が分散すること、多様化するサービスニーズに対応するためには、地域内で全体的なそれぞれのニーズに対して一定の需要量が必要となりますが、人口規模の小さい当村では、十分な需要量の確保・維持が難しく、効率的なサービス提供が難しいため、多様なサービス提供を困難にし、民間事業者等の事業参入が難しい要因になっています。こうした現状の中で、広域的な取組として、地域の中核的な医療機関・他市町等と連携を図り、在宅医療・在宅介護を一体的に提供できる体制を構築し、サービス内容の拡充・サービス提供エリアの拡大を図るため、関係機関との調整を図り、サービス実現に向け取り組みます。また、既存サービスの中においても、事業所間の調整を図ることで、効率的にサービス提供が実施できる環境を整えるなどの取り組みを進めます。	☆/△
18			“今後の方針”に「地域密着型サービスの検討や必要な施設整備等について・・・検討を進めます。」とあります。しかしこれでは“令和7年”を見据えた視点に立っているとは思えません。13・14ページにある周辺地域の介護保険施設19ヶ所が今後も村民が利用できる保証はありません。周辺地域も高齢化は確実なのでから今から“村内にも入所施設を”の計画を明確にすべきです。少なくとも施設建設の準備に着手する方向性を明確にすべきです。もう一度言います。”検討を進めます”などという余裕はないはずです。	●介護施設についてはNo9、No.11のご意見でも回答したように、現時点で整備の予定はありませんが、今後も本村の将来の状況も見定めながら必要なサービスの整備を検討していきます。	○/△
19			●「新たなサービス整備の検討」の項が起こされ、今までより一歩前へ進みだしたと期待します。 ●「介護が必要になっても、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、・・・事業者に対して事業拡大・新規参入を働きかけます。」とあり、更に具体的内容・今後の方針と続きます。 ●しかし、表現が、直接的・具体的でないので理解しにくいというえに、方針として、「検討をすすめます」とあり、今計画ではどうするのかわかりません。「新たなサービス」の内容がわかりませんが、施設等建設する場合、計画に明記されていないと補助金等がつかないと聞きます。これで、住民要望が実現できるのか不安があります。 ●間もなく、高齢者の急増期を迎える今が最重要だと考えます。今計画で、ぜひ、安心して村で暮らし続けられる条件整備を進めていただきたい。	●短期入所生活介護（ショートステイ）は、近隣市町の需要量・供給量を踏まえ、現状では広域的な調整により必要とするサービスが確保できると考えております。リハビリテーション機能や看護サービスの提供が難しい状況であること、また、広域的なサービスを活用するにも移動時間等の問題から効率が悪く利用に制限が出ており、サービスを十分に提供できる状況でないことから、訪問系・通所系・短期系の地域内におけるサービスニーズの見込み量を踏まえた上で、整備すべきサービスについて検討、確保する必要があると考えております。 ●介護者の負担の軽減や介護者の体調不良や仕事等により、急に必要となった際にもショートステイ等のサービスを受けることができるよう提供事業者等関係者による調整を図り、利用者に対し切れ目のないサービス提供を図ります。	☆/△

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
				●地域に住む高齢者がその地域で自分らしい生活を最後まで維持していくためには、介護や医療、生活支援や住まいといった地域全体での支援体制が必要となります。医療の分野では、急性期、回復期までの対応を経た後は、慢性期・生活期（維持期）と言われ在宅等における対応となるなど、機能の分化が進むなかで、今後の医療・介護の提供内容や求められるサービスが変わってきています。このような状況から、医療・介護・生活支援といった連携した取り組みやサービスが必要となってきます。 ●小規模多機能型居宅介護、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションといったこれまであまり利用されてこなかった若しくは、利用できなかったサービスの提供が村でも必要とされていくのではないかと考えております。しかしながら、サービス提供にはそれぞれのメリット、デメリットがあるとともに、こうしたサービスを安定的に継続して提供いただくことが大切であることから、村における既存サービスの拡充や見直しを行うとともに、最適なサービス提供に向けた更なる検討が必要との策定委員会での議論を踏まえ、取り組みを進めていくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	☆/△
20	P54		●「目標指標」を見ると、これで本当に大丈夫かと思ってしまう。R5年の時点で「包括的サービス拠点の検討」とありますが、サービスの提供は、その後ということでしょうか。私の理解の通りだとすれば、あまりにも遅すぎませんか。 ●この計画は、「第1章計画の策定」P5に「R7年を見据えた」計画だとあります。であるなら、このテンポでは、遅すぎます。「P18 [在宅介護実態調査] 「④在宅生活の継続について」にある「介護者の負担軽減を図る観点からも、・・・継続・充実していくことがもとめられます」と介護者・被介護者の両面で必要性を強調されています。その通りだと思います。	●これまで、取り組みが弱かった介護予防をはじめ、配食や外出支援事業の見直しなど地域ケアシステムの推進・強化、拡充していく計画としており、個別のサービスごとにここで例示して検討内容をご提示することは困難です。また、策定委員会の議論において、利用者の負担の在り方や必要とされているサービスについて、更なる調査・検討を行う必要があるとのご意見をいただいております、令和3年度引き続き調査を行っていく予定です。	☆/△
21			●54ページの「目標指標と取組目標時期」を見ると「既存居宅介護サービス内容の拡充に向けた取り組み」は理解できてもあとの二つは何を意味しているのか私には理解できません。例をあげつつ説明してほしいです。 ●そしてそれらの項目を令和3年～5年にかけて取り組んだり検討したりすることが示されていますが検討だけで8期の3年間で過ぎ去るようなことにならないように確かな計画として実施に移してほしいです。	●No.19、No.20で回答させていただいているように、取り組みを進めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。	☆/△

南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【素案】に対するパブリックコメント

区分欄は、計画事業に位置付ける又は記載等に反映＝◎、既に計画において対応済＝☆、通常業務等で実施＝○、取組等の見直・検討予定＝□、中長期的な検討が必要＝△、制度的な対応が必要＝▲、その他＝●

No.	ページ	該当箇所	意 見	回 答	区分
22		第4章 (6) その他の事業サービス ②外出支援サービスの提供	●医療、買い物に対して三重県伊賀市との連携の考慮をしてください。近場の道の駅で一般的（家庭用品）な物が買える様にして欲しいです。野菜も欲しい物がないし、村の人達が常に利用出来るスーパー的な感じにして欲しいです。	●外出支援や買い物支援は、本村においては大きな課題であると捉えています。今後「②外出支援サービスの提供」の取組を進める上で、いただいたご意見も参考に、サービスの充実に向けて検討させていただきます。	○/□
23	p55	第4章 ③配食サービスの提供	計画を見ると8期の3年間も週1回の提供になっています。配食ボランティアをしている方に聞くと「回数を増やしてほしい」と言う声が結構あるそうです。 ボランティアによる調理と配食には限界があると思います が、業者に調理・製造を委託するなど回数増をはかれないのか意見として提案します。	●今後「③配食サービスの提供」の取組を進める上で、いただいたご意見も参考に、業者への委託等サービスの充実と事業の安定的な継続に向けて検討させていただきます。	○/□
24	P71	第5章 6 第1号被保険者の介護保険料	●年金と一緒に介護保険料2ヶ月分引かれるのは生活が苦しいです。64歳迄は自主納付書で1ヶ月ずつ支払いで納めさせて頂いておりましたが65歳になってそれが出来ないと言う事で昨年12月から2ヶ月分引かれての年金振り込みになっております。 ●医療の方で私は乳ガンで最初は抗がん剤治療を受けておりましたが副作用が強く5回目で病院の廊下で足の力がなくなり座り込んでしまう状態になり担当の先生に抗がん剤治療を止めさせて欲しいと言いました。先生もこれからもっと辛くなるから止めた方がいいですネとおっしゃってくださりそれからは免疫力のつく食材で7～9日の間で毎月（毎週）スーパー（●●●）で取り寄せてもらっています。他にも野菜や魚、果物類、しょうがなどはいつも買える状態ですのでそれらを毎日食べています。抗がん剤だと医療費で認めてもらえますが食料品では無理ですので負担が大きいです。後、銀行引き落としの物ばかりじゃなく現金支払いもありますので結構生活が苦しいです。主人のも2ヶ月分一緒に引かれますので税金も2万円支払い分が増えました。又、年金がスライド式で少なくなると思うと不安です。介護保険は1ヶ月ずつの引落としにして頂けたら助かります。	●介護保険料の納付方法等については、制度で定められており、納付された保険料によって介護保険事業が運営されています。 ●大変申し訳ありませんが、住民の皆様にはそれぞれに事情がおりとは存じますが、ご協力をお願いいたします。	▲/●